

入札実施要項

- 1 件名
東京都障害者総合スポーツセンター 運動場物品の買入れ
- 2 納入場所
東京都北区十条台1-2-2
東京都障害者総合スポーツセンター
- 3 契約者の決定方法
東京都障害者スポーツ協会の財務会計規程第62条に基づく一般競争入札に付するものとする。
- 4 入札に参加する者の資格要件
入札に参加する者の資格は、入札日において次に掲げる1に該当し、かつ2の条件を満たしている者。
 - 1 東京都競争入札参加有資格者名簿に登録されており、同名簿の下記営業種目及び取扱い品目において、Aランク及びBランクに登録されていること。なお、東京都障害者スポーツ協会並びに東京都障害者総合スポーツセンターと取引実績のある者は入札に参加する者の資格を有しているとみなすこととする。
〈営業種目及び取扱い品目〉
 - ① 003 学校教材・運動用品・楽器
 - 2 次の欠格事由に該当しない者であること
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条に規定する処分を受けている団体。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団関係者。
 - (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するもの。
 - (4) (1)、(2)又は(3)の団体から委託を受けた者。
 - (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- 5 入札手続き等
 - 1 公告の方法
 - ① 東京都障害者総合スポーツセンターのホームページへの掲載
 - ② 東京都障害者総合スポーツセンター掲示板への掲載
 - 2 公告の内容
東京都障害者総合スポーツセンター 運動場物品の買入れについて(都ス協235号)
 - 3 公告の期間
公告期間は15日間とする。
 - 4 入札申し込み
 - ① 入札に参加希望する者は、下記の申込期日までに「入札申込書」（様式1）を東京都障害者総合スポーツセンターへ提出すること。
なお、入札申込及び入札の実施を代理人による行う場合は、代表者からの委任状を提出する

こと。

② 提出書類及び提出期限

- (1) 入札申込書（様式1）
- (2) 会社概要（様式任意） 1部

〈書類の提出期限〉

平成30年8月21日（火）午後5時までとする。

6 納入期間

平成31年1月11日～平成31年1月18日

※平成30年9月13日～平成30年9月21日

（※物品リストに○印が記載されている物については、9月での納入期間とする。）

- (1) 搬入日は、事前に発注者と調整の上、決定すること。
- (2) 搬入は、原則として水曜日（休館日）を除く、午前9時から午後5時までとするが、午後5時以降の搬入及び1月17日以降の搬入となる場合については、事前に発注者と調節が必要とするものとする。

7 品名、規格、数量

別紙「納入備品リスト」のとおり。

- (1) 納入物品は、別紙「納入物品リスト」に記載の仕様又はこれと同等以上のものとする。
同等品を納入する予定の場合は、質問期間中にカタログ等とともに「同等品申請書」（別紙）を発注者に提出し、承認を得ること。事前に承諾のない品目については、同等品とは認めないものとする。
- (2) 別環境配慮仕様（水準1）を満たすこと。
なお、可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、又はグリーン購入法適合製品の選択に努めること。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに納品しようとする製品の形状、寸法、色等が確認できる資料（カタログを含む。）等1部を提出し、承認を得ること。

8 納入方法

別途、受注者に提供する「レイアウト図」で示した位置に設置すること（詳細は発注者に確認すること。）

- (1) 本契約には、運搬、組立て、取付け、設置作業等及びその他諸費用を含むものとする。
- (2) 契約締結後、納入前に発注者の指定する実際の搬入経路、設置場所等を確認し、安全かつ迅速な履行に努めること。
- (3) 契約締結後、納入方法及び作業工程等を発注者と打ち合わせの上、速やかに作業工程表を作成し、発注者に提出すること。
- (4) 納入物品は、必要に応じ組立て及び取付けを行い、発注者の指定する場所に設置すること。
また、必要に応じて納入作業前に墨出しを行うこと。
- (5) 受注者は、事前に本件納入に使用する全車両の形状、自動車登録番号及び作業員名等の一覧表を作成し担当者に提出すること。
- (6) 納入車両が使用する駐車スペースは、担当者の指示によることとする。
- (7) 台車等、納入に必要な道具は受注者が用意すること。
- (8) 受注者は、作業場所、搬入経路等については養生を行うなどして十分保護し、建物・施設設備に損害を与えないよう必要な措置をとること。
なお、万一損害を与えた場合は、受注者の負担により原状に復旧すること。
- (9) 設置に当たっては、事前に発注者と調整の上、壁固定、床固定及び連結を複数併用し、必要な転倒防止装置（連結や床・壁固定等）を実施すること。
- (10) 梱包材等は受注者の責任において引き取り、法令を順守し適正に処分すること。

9 支払方法

発注者の行う検査合格後、受注者からの請求により、一括で支払う。

10 その他

(1) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を順守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上定めるものとする。

11 入札の実施

1 入札の日時及び場所

- ① 日時 平成30年8月24日(金) 午後2時
- ② 場所 東京都障害者総合スポーツセンター増築棟 2階会議室
〒114-0033
東京都北区十条台1-2-2
電話03(3907)5631

2 入札の方法

入札への参加を希望する者は、入札の広告に指定された日時、場所において、協会が指定した「入札書」を入札箱に投入しなければならない。

3 入札金額

運動場物品の買入れの総価金額とする。

4 公平な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正な取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。
- (4) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加価格を聞き出す行為をしてはならない。

5 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、協会又はスポーツセンター職員が、入札者の立会のもと行うものとする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す5(2)の提出書類を提出期限内に提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書

7 落札者決定方法

最低の価格（価格評価方式）をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 契約書の作成

落札者は、落札日から起算して10日以内に契約書に記名押印し、提出しなければならない。

9 契約の確定

当該契約は、協会と落札者の双方が記名押印した時に確定するものとする。

12 担当者

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
東京都障害者総合スポーツセンター サービス推進課
(電話) 03 (3907) 5631